

# 古川黎明高等学校部活動に係る活動方針

## 1 趣旨

本校の部活動は、学校教育の一環として、学級や学年を離れて生徒が自発的・自主的に活動を組織し展開することにより、スポーツや文化に親しみ、高い目標達成に挑戦する中で、その楽しさや喜びを味わうとともに、豊かな人間性や、共生の心などを涵養することを目的とする。

## 2 活動時間

- (1) 平日は実活動時間2時間程度、休業日は実活動時間3時間程度とする。ただし、練習試合等はこの限りでない。
- (2) 朝練習については原則禁止とする。
- (3) 定期考査1週間前から定期考査終了までの期間の活動は原則禁止とする。
- (4) 校長が、主要大会・コンクール等の前など特別な事情があると認める場合のみ、(1)～(3)によらず、期間を限定して活動を認める場合がある。ただし、下校時刻を越えての活動は認めない。

## 3 休養日

平日1日以上、週休日等※1日以上の週2日以上の休養日を設けることを原則とする。ただし、ハイシーズンなどで週2日の休養日がとれない場合は、オフシーズンに多く休養日を設けるなどし、年間105日以上、うち週休日等に52日以上の休養日を設定することを原則とする。

※週休日等とは土日、祝日、長期休業期間を指す。

### ◎活動計画の作成等について

- (1) 顧問は年間を見通した活動計画書および毎月の活動計画書を作成し、校長に提出する。また、保護者にも示し、活動内容の理解を得る。
- (2) 顧問は各部の活動時間や活動内容について、生徒の自主性を尊重しながらも、各学年の状況や各生徒の発達段階を配慮したものとなるように十分留意する。

平成31年4月1日より実施